

館林市蓄電池設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、たてばやし 5 つのゼロ宣言（令和 2 年 1 2 月 2 1 日）の「温室効果ガス排出量ゼロ」「災害時の停電ゼロ」に寄与するものとして、家庭における温室効果ガスの排出を抑制し、及び災害時の停電に備えるため、蓄電池設備を購入した者に対して、予算の範囲内で館林市蓄電池設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第 2 条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次に掲げる機器のうち、別表第 1 に定めるシステム要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電池
- (2) ポータブルリチウムイオン蓄電池

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる補助対象機器の区分に応じ、当該各号に定める要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電池

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者

イ 補助金の交付年度内に当該補助対象機器を新品で購入し、自ら居住する市内の住宅（専用住宅又は併用住宅（居住部分が 2 分の 1 以上であること。）をいう。以下同じ。）に設置し、又は自ら居住する市内の補助対象機器付き住宅を建売住宅供給者等から購入した者

ウ 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ）を滞納していない者

エ 館林市暴力団排除条例（平成 2 4 年館林市条例第 1 8 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員等でない者

- (2) ポータブルリチウムイオン蓄電池

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載さ

れている者

イ 補助金の交付年度内に当該補助対象機器を購入した者

ウ 市税を滞納していない者

エ 館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等でない者

（補助金の額及び交付方法）

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、補助対象機器ごとに1世帯につき1回限りとする。

3 補助金は、館林市金券発行事業実施要綱（平成26年館林市告示第6号）に規定する館林市金券で交付するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象機器の設置工事完了後又は購入後、館林市蓄電池設備設置補助金交付申請（請求）書（別記様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、申請者から前条の申請（請求）書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときにあっては速やかに当該申請者に対して補助金を交付するものとし、不適当と認めるときにあっては館林市蓄電池設備設置補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付をもって交付決定の通知に代えるものとする。

（管理）

第7条 申請者は、当該補助金を受けて取得した設備等の管理について、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従い、その適正な運用を図らなければならない。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

（事業協力等）

第9条 市長は、申請者に対し、必要に応じて設備の利用状況調査等その他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(館林市金券発行事業実施要綱の一部改正)

2 館林市金券発行事業実施要綱（平成26年館林市告示第6号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

館林市蓄電池設備設置補助金交付要綱（令和3年館林市告示第114号）

附 則（令和4年3月31日告示第110号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象機器	システム要件
定置用リチウムイオン蓄電池	(1) 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に新たに又は同時に設置したもので、常時住宅用太陽光発電システムと接続し、再生可能エネルギーによる蓄電が可能なこと。 (2) 蓄えた電力で当該住宅の照明等を稼働できること。 (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH化支援事業」の対象商品として登録を受けた製品であること。 (4) 蓄電容量の合計が1kWh以上であること。 (5) 保証書の保証開始日が補助金の交付年度内で

	あること。 (6) 新品（未使用品をいう。以下同じ）であること。
ポータブルリチウムイオン蓄電池	(1) 専用の太陽光発電パネルと接続できるもので、再生可能エネルギーによる蓄電が可能なこと。 (2) 蓄電容量が400Wh以上であること。 (3) 蓄えた電力で家電製品等を稼働できること。 (4) 購入年月日が補助金の交付年度内であること。 (5) 新品であること。

別表第2（第4条関係）

補助対象機器	補助金の額
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電容量1kWh（小数点第2位以下は切捨て） 当たり2万円を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする。
ポータブルリチウムイオン蓄電池	購入費用の2分の1を限度とし、2万円を上限額とする。 ※ 購入費用には、補助対象機器に接続する専用の太陽光発電パネルを含むものとする。

別表第3（第5条関係）

補助対象機器	添付書類
定置用リチウムイオン蓄電池	(1) 補助対象機器を設置した住宅の案内図 (2) 補助対象機器を住宅内のどこに設置したか分かる位置図 (3) 施工業者からの領収書の写し (4) (3)の金額の内訳が分かるもの

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 補助対象機器のメーカー名、蓄電容量、型式名及び製造番号が確認できる書類の写し (6) 補助対象機器の保証開始日が確認できる書類（保証書）の写し (7) 補助対象機器を設置した住宅全体及び補助対象機器の設置状況が分かるカラー写真（ただし、市職員による現地確認に代える場合は不要とする。） (8) 住宅用太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類 (9) 設備を設置した住宅（建物）が共有名義の場合又は他の者の所有に属する場合にあっては、同意書 (10) その他市長が必要と認める書類
<p>ポータブルリチウムイオン蓄電池</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象機器を購入した住宅の案内図 (2) 購入業者からの領収書の写し (3) (2)の金額の内訳が分かるもの (4) 補助対象機器のメーカー名、蓄電容量、型式名及び製造番号が確認できる書類の写し (5) 補助対象機器のカラー写真（ただし、市職員による現地確認に代える場合は不要とする。） (6) その他市長が必要と認める書類